

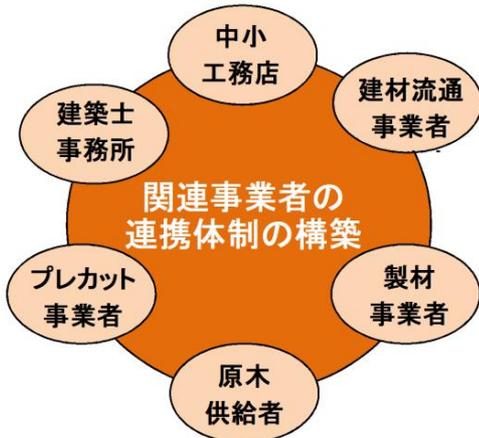


# 「地域型住宅グリーン化事業」

一般社団法人香川県総合建設センター

# H29年度の地域型住宅グリーン化事業

## グループの構築

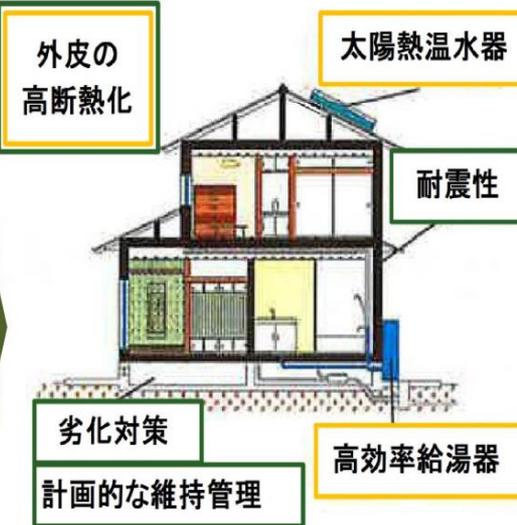


## 共通ルールの設定

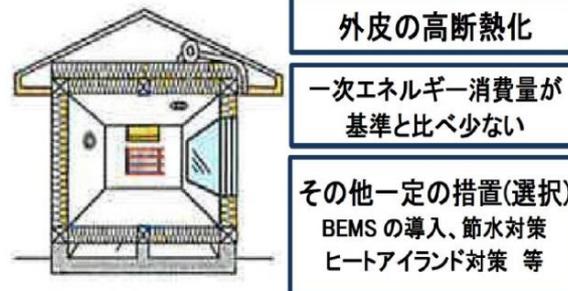
- ・地域型住宅の規格・仕様
- ・資材の供給・加工・利用
- ・積算・施工方法
- ・維持管理方法
- ・その他・グループの取り組み

地域型住宅・建築物の整備

## 補助対象(住宅)のイメージ



## 補助対象(建築物)のイメージ



## 長寿命型

長期優良住宅

補助限度額

100万円/戸

## 高度省エネ型

認定低炭素住宅

100万円/戸

性能向上計画認定住宅※1

100万円/戸

ゼロ・エネルギー住宅

165万円/戸※2

※1 「建築物省エネ法」に基づいて省エネ性能が通常より高いと認定された住宅

※2 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合は補助限度額 150万円/戸

・地域材加算 20万円/戸

\* 主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半に地域材を使用する場合

・三世帯同居加算 30万円/戸

\* キッチン、浴室、トイレ又は玄関のうちいずれか2つ以上を住宅内に複数箇所設置する場合

## 優良建築物型

認定低炭素建築物など一定の良質な建築物

一万円/平米(床面積)

# 地域型住宅グリーン化事業の種類

補助対象は？

木造住宅

木造建築物

長寿命型  
長期優良住宅

高度省エネ型  
認定低炭素  
住宅

高度省エネ型  
性能向上計画  
認定住宅

高度省エネ型  
ゼロ・エネルギー  
住宅

優良建築物  
認定低炭素  
建築物等  
一定の良質な  
建築物

# 補助金の額について

長寿命型	100万円/一戸
認定低炭素住宅 性能向上計画認定住宅	100万円/一戸
ゼロ・エネルギー住宅	165万円/一戸 ※
優良建築物型	1万円/1㎡あたり

※平成27.28年度の2年間の地域型住宅グリーン化事業のゼロ・エネルギー住宅の補助活用実績が4戸以上の場合は一戸当たり150万

地域材加算	上限20万円/1戸
三世代加算	上限30万円/1戸

# 補助対象【長期優良住宅】

要件	グループ毎の地域型住宅の共通ルールを満たした新築住宅	審査前に事前の申請が必要です
	<b>長期優良住宅建築等計画</b> の認定を受けたもの	
	住宅省エネルギー技術者講習会を受講修了者	H29年 8月29日
	長期優良住宅認定申請後かつ採択通知発出日以降に着工（根切り工事又は基礎杭うち工事の着手）	H30年 3月31日
	平成29年度内に事業に着手*、交付申請 ・請負 … 契約書を締結 ・売買 … 着工	
H30.9月末までに完成、実績報告を提出して下さい		
一戸あたりの補助額	上限100万（地域材加算20万 三世代加算 30万） * 割当の範囲内	
一工務店あたりの上限戸数	7戸（三世代同居加算適用の場合は10戸）	未経験工務店も同じ

# 補助対象【優良建築物型】

<p>審査前に 事前の申請が 必要です</p> <p><b>要件</b></p> <p>H30.9月末までに 完成、実績報告を 提出して下さい</p>	<p>グループ毎の地域型住宅の共通ルールを満たした 新築住宅</p> <p>下記の①～③までの認定又は評価等を受けたもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①低炭素建築物新築等計画の認定</li><li>②建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS)の認証</li><li>③建築環境総合性能評価 (CASBEE)の認証</li></ul> <p>性能向上計画認定申請後かつ採択通知発出日以降 に着工（根切り工事又は基礎杭うち工事の着手）</p> <p>平成29年度内に事業に着手*、交付申請 ・請負 … 契約書を締結 ・売買 … 着工</p>	<p>H30年 8月29日</p> <p>H30年 3月31日</p>
<p>補助対象床面積の 上限及び補助額</p>	<p><b>上限1,000万円</b> (1,000㎡) 床面積1㎡あたり1万円</p>	

# 補助対象【ゼロ・エネルギー住宅】

要件	<p>グループ毎の地域型住宅の共通ルールを満たし、グループが定める削減率、外皮性能をクリアしたゼロ・エネルギー住宅</p>	
	<p><b>住宅版BELSの認証</b>を受けたもの</p>	<p>審査前に事前の申請が必要です</p>
	<p>住宅省エネルギー技術者講習会を受講修了者</p>	<p>支援室より連絡があります</p>
	<p>交付申請書類受領後の着工許可連絡後に着工（根切り工事又は基礎杭うち工事の着手）</p>	<p>H30年 3月31日</p>
<p>H30.9月末までに完成、実績報告を提出して下さい</p>	<p>平成29年度内に事業に着手*、交付申請 ・請負 … 契約書を締結 ・売買 … 着工</p>	
<p>一戸あたりの補助額</p>	<p>上限165万（地域材加算20万 三世代加算 30万） * 割当の範囲内</p>	
<p>一工務店あたりの上限戸数</p>	<p>2戸（三世代同居加算適用の場合は3戸）</p>	<p>認定低炭素住宅 性能向上計画認定住宅 を含む戸数です</p>

# ゼロ・エネルギー住宅の基準は？

## ①外皮性能

(UA値 (平均熱貫流率)&  $\eta$  AC値(冷房期日射熱取得率))

断熱地域区分の基準値以下

## ②一次エネルギー消費量

ゼロ・エネ  
(ゼロ・エネ相当)

- 再生可能エネルギーを除いた数値 (RO)が基準一次エネルギー消費量から20%以上の削減
- 再生可能エネルギーを入れた数値 (R)が基準一次エネルギー消費量から100%以上の削減

# 補助対象【認定低炭素住宅】

要件	グループ毎の地域型住宅の共通ルールを満たした新築住宅	審査前に事前の申請が必要です
	<b>低炭素建築物新築等計画</b> の認定を受けたもの	
	住宅省エネルギー技術者講習会を受講修了者	H29年 8月29日
	低炭素認定申請後かつ採択通知発出日以降に着工 (根切り工事又は基礎杭うち工事の着手)	H30年 3月31日
	平成29年度内に事業に着手*、交付申請 ・請負 … 契約書を締結 ・売買 … 着工	
H30.9月末までに完成、実績報告を提出して下さい		
一戸あたりの補助額	<b>上限100万</b> (地域材加算20万 三世代加算 30万) * 割当の範囲内	
一工務店あたりの上限戸数	2戸 (三世代同居加算適用の場合は3戸)	ゼロ・エネルギー住宅性能向上計画認定住宅を含む戸数です

# 認定低炭素住宅の基準(必須)は？

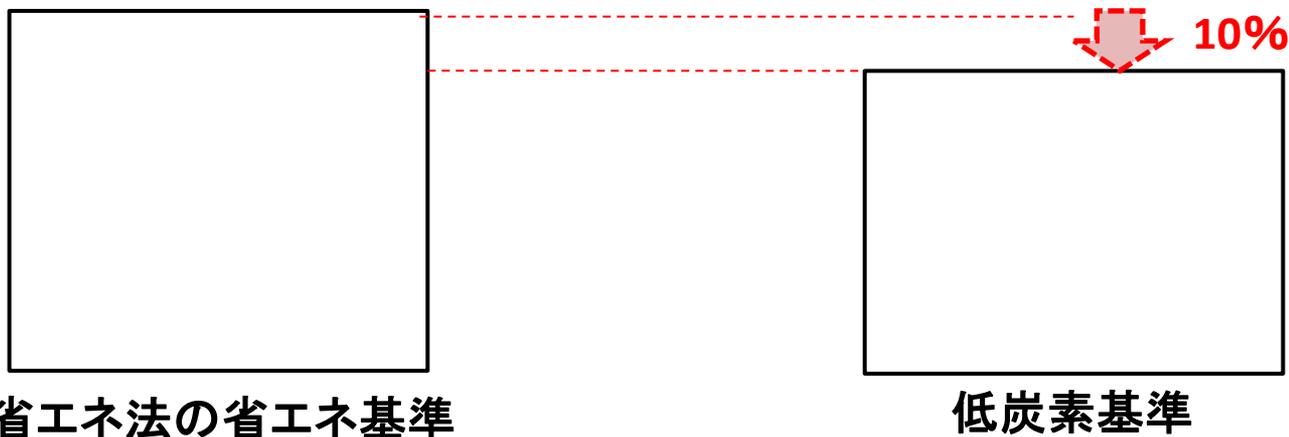
## ①外皮性能

(UA値 (平均熱貫流率)&  $\eta$  AC値(冷房期日射熱取得率))

省エネ基準と同等以上の断熱性能・日射熱取得性能が確保されていること

## ②一次エネルギー消費量

省エネ基準に比べて、住宅の一次エネルギー消費量がマイナス10%以上であること



# 認定低炭素住宅の基準(選択)は？

- ① 節水に対する機器の設置
  - \* 節水トイレ・節水水栓・食器洗淨機等
- ② 雨水または雑排水設備の導入
- ③ HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)の導入
- ④ 創エネルギー設備や定置型蓄電池の設置
  - \* 太陽光発電など再生可能エネルギーを利用した発電設備
- ⑤ ヒートアイランド対策の実施
  - \* 敷地や建物屋上、壁面の緑化等
- ⑥ 住宅劣化の軽減に資する措置
  - \* 劣化対策等級2
- ⑥ 木造住宅であること
- ⑦ 高炉セメントを利用していること

# 補助対象【性能向上計画認定住宅】

要件	グループ毎の地域型住宅の共通ルールを満たした新築住宅	
	<b>性能向上計画認定</b> を受けたもの	審査前に事前の申請が必要です
	住宅省エネルギー技術者講習会を受講修了者	H30年 8月29日
	性能向上計画認定申請後かつ採択通知発出日以降に着工（根切り工事又は基礎杭うち工事の着手）	H30年 3月31日
H30.9月末までに完成、実績報告を提出して下さい	平成29年度内に事業に着手*、交付申請 ・請負 … 契約書を締結 ・売買 … 着工	
一戸あたりの補助額	上限100万（地域材加算20万 三世代加算 30万） * 割当の範囲内	
一工務店あたりの上限戸数	2戸（三世代同居加算適用の場合は3戸）	ゼロ・エネルギー住宅認定低炭素住宅を含む戸数です

# 性能向上認定住宅の基準は？

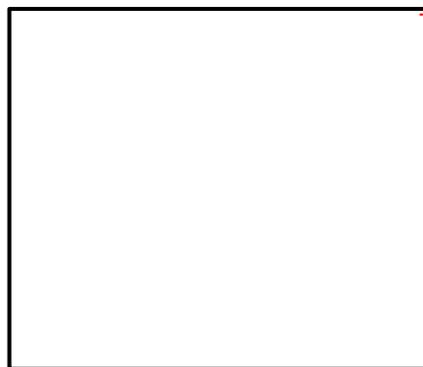
## ①外皮性能

(UA値 (平均熱貫流率)&  $\eta$  AC値(冷房期日射熱取得率))

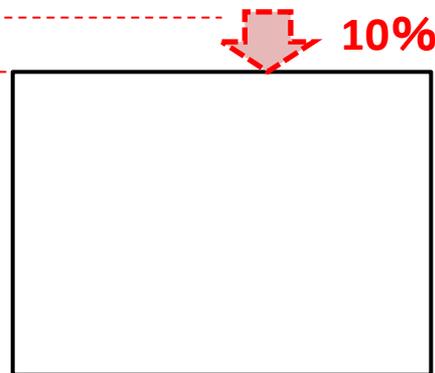
省エネ基準と同等以上の断熱性能・日射熱取得性能が確保されていること

## ②一次エネルギー消費量

省エネ基準に比べて、住宅の一次エネルギー消費量がマイナス10%以上であること



省エネ法の省エネ基準



性能向上認定基準

# H28年度事業からの変更点について

## 1. 共同事業実施規約について

前年度までの「合意書」に代わり「共同事業実施規約」となりました。補助金の還元方法は「補助金受取り後に現金払い」のみとします。 ※長寿命型、高度省エネ型共通

## 2. 補助対象外工事の確認について

補助の対象とならない工事が「補助対象工事費」に含まれていないことを確認するため、高度省エネ型と同様、長寿命型及び優良建築物型も内訳書の提出を求めます。

## 3. 領収書等の確認について

建築主が補助金を受け取るためには、交付申請時の「補助対象工事費」が建築主から確かに支払われていることが必要なため、領収書により確認することとします。

※長寿命型、高度省エネ型共通

# H28年度事業からの変更点について

## 4. 着手・着工の確認について

着工の確認は昨年度まではゼロ・エネルギー住宅だけでしたが、長寿命型、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅及び優良建築物のすべての物件について着工を確認することになりました。

※支援室指定の様式【**工事着工届**】を交付申請時に提出

## 5.住宅省エネルギー講習会の修了者について

補助事業対象住宅に関わる事業者は、設計者・施工管理者・大工技能者のいずれか一人が、平成25年度以降の住宅省エネルギー技術者講習会の修了者である事。対象住宅に関わる時点で、省エネ講習を修了している事。

# H28年度事業からの変更点について

## 6. 施工事業者について

- ・ 施工事業者が複数のグループの構成員として所属することは可能ですが、**補助金を申請できるグループ数は1グループとします。**
- ・ 中規模工務店(年間施工実績300戸以下の事業者)が申請できる住宅戸数は長寿命型、高度省エネ型それぞれ**原則1戸**とします。

## 7. 三世代同居対応住宅の要件について

調理室、玄関等について一部取扱を明確化します。

# 共同事業実施 規約

建築主	氏名
	氏名
交付申請者 (施工事業者)	事業者名
	代表者名
申請代理人 (グループ事務局)	グループ名称
	担当者名

甲（建築主）及び乙（施工事業者）は、平成29年度地域型住宅グリーン化事業（以下、「本事業」という。）に対する補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を受けるため、以下の共同事業実施規約（以下、「本規約」という。）を互いに確認し、本規約に従って補助事業を実施するものとして、届け出ます。なお、補助金交付申請等に係る手続きの一切は、丙（グループ事務局）に委任します。

## 平成29年度地域型住宅グリーン化事業（長寿命型） 共同事業実施規約

（要件等の確認）

第1条 甲及び乙は、本補助金の交付規程、マニュアル等をよく参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。甲、乙及び丙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手に通知する義務を負う。

第5条 乙は、本補助金の交付が受けられない、または交付が見込まれる補助金額が減額されることを知った場合、すみやかに甲に通知し、互いに誠実に協議を行うものとする。

甲、乙及び丙は、本規約を3通作成し、それぞれ保管するものとする。

平成 年 月 日

**【甲】建築主 住所**

氏名

印

住所

氏名

印

**【乙】 住所**

施工事業者 事業者名

代表者名

印

申請代理人として上記の内容を確認しました。

**【丙】 グループの名称**

グループ事務局 事業者名

担当者名

電話番号

印

使用する印鑑は  
工事請負契約書  
(売買契約書)及び  
他の様式と同様の  
もの。  
実印でも可

# 補助対象工事費の内訳【申請者記入用】

## ・対象住宅の建築主

建築主氏名	
-------	--

↑ 姓と名の間は文字の間隔を空けて記入してください。複数の場合は「、」で区切ってください。  
 売買契約による住宅の場合は「売買」と記入してください。

## ・補助対象工事費の算定

項目	金額欄(消費税抜き)		備考
契約書による契約金額		円	
補助対象外工事費 計	0	円	
①補助対象工事費	0	円	

(注1) ①補助対象工事費は、様式3と同額となっていることを確認してください。

## ・補助対象とならない工事の経費

(下表は補助の対象とならない工事です。契約金額に含んでいるものを集計してください。)

項目	契約金額に 含む・含まない	金額欄(消費税抜き)		備考
1 太陽光発電工事費			円	
2 屋外附帯設備工事費			円	
3 昇降機設置工事費			円	
4 外構工事費(屋外緑化を含む)			円	
5 解体工事費			円	
6 設計管理費			円	
7 調査費			円	
8 申請手数料			円	
9 高効率給湯器			円	別途補助を受ける場合は、 補助対象外
10 浄化槽			円	
11 分離して購入可能なもの(カーテン、ブラインド等)			円	
12 ガレージ			円	
13 住宅以外(店舗部分等)			円	店舗付き住宅の場合
14 その他 ( )			円	
補助対象外工事費 計		0	円	

# 領収書等支払い確認資料

・対象住宅の建築主(売買契約による場合は買主)

建築主氏名	
-------	--

↑ 姓と名の間は文字の間隔を空けて記入してください。複数の場合は「、」で区切ってください。  
売買契約による住宅の場合は「買主の氏名」を記入してください。

項目	金額欄(消費税込み)	備考
1 契約書による契約金額※1	円	交付申請時より
2 提出書類合計金額	円	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更有
3 差 額	円	※2

※1 交付申請時から**変更がある場合**、変更契約書等を「㉔工事請負契約書の写し」により提出し、その金額を記入してください。

※2 差額があり、**変更契約等を交わしていない場合**、その理由等を下記の枠内上部(点線より上)に記入してください。

## (領収書等貼付)

- ・コピーすることもあるので、**重ねて貼付しない**でください。
- ・縮小したものを貼付する場合は、**縮小率は、50%まで**としてください。
- ・領収書等が複数あり、この**様式に収まらない場合**は、A4版の用紙に添付し、別添の枚数を下記に記入してください。

# 工事着工届【申請者記入用】

対象住宅について、下記のとおり着工しましたので報告いたします。

## 対象住宅の建築主

建築主氏名	
-------	--

↑ 姓と名の間は文字の間隔を空けて記入してください。複数の場合は「、」で区切ってください。  
売買契約による住宅の場合は、物件を特定できる名称等を記入してください。

## 工事着工日等

工事着工日	平成		年		月		日	
工事完了予定日	平成		年		月		日	

### 着工等写真 (a,b 両方必要です)

(a) 採択日以降の 更地の写真	(写真データ貼付)
採択日前に着工し ていないことを証明	・写真には、日付、工事名等を明記したボードを入れる 等、撮影日が判るようにしてください。
(b) 着工済みの写真	(写真データ貼付)
	・写真には、日付、工事名等を明記したボードを入れる 等、撮影日が判るようにしてください。  (売買の場合、年度内に着工していることを証明)

(注1) 写真については、デジタル写真をこのExcelのシートに貼り付け印刷したものと、この電子ファイルをCD-Rに格納のうえ提出してください。

# **【認定低炭素住宅】 【性能向上計画認定住宅】 に関する変更点**

1. 交付申請時に、認定通知書及び図書(一式)の写しの添付を原則とします。
  - ・認定通知書・設計内容説明書
  - ・WEB計算結果の出力表
  - ・WEB計算結果の出力表(一次エネルギー消費量計算結果)
  - ・認定申請書(第一面～四面)
  - ・技術的審査適合書
  - ・配置図・平面図・立面図・案内図
2. 「認定を受ける予定であることの誓約書」の廃止

# **【認定低炭素住宅】 【性能向上計画認定住宅】 に関する変更点**

- 3.交付申請時に、建築確認申請が取得できない場合は、代替として「建築工事届け」の提出が必要となりました。**
- 4.実績報告時に、検査済証が発行されない場合は、住宅瑕疵担保責任法の保険証(写し) 又は 付保証明書の添付が必要です。**

# 【ゼロ・エネルギー住宅】に関する変更点

## 1.補助対象工事の太陽光発電工事について

太陽光発電工事は、普及状況から補助対象工事から除きます。 ※HEMSは補助対象工事です。

- ・一次エネルギー消費量計算には算入して下さい。
- ・余剰買取のみが対象住宅となります。

（全量買取は対象外）

- ・屋根貸しリースは可能ですが、エネルギー計算には算入できません。

# 【ゼロ・エネルギー住宅】に関する変更点

## 2.守るべき外皮平均熱貫流率について申請枠で違いがあります。

A) ランクアップ基準ではない、ZEH外皮強化基準での通常の申請の場合

●可能な限りグループの目標UA値を目指して下さい

●基準UA値は最低守るべきUA値です

例) 基準UA  $\geq$  交付(実績)申請時UA  $\geq$  グループ目標UA  
 0.6  $\geq$  0.59  $\geq$  0.58

地域区分	提案種別 (※)		外皮平均熱貫流率 (UA値)		エネルギー削減率	
	1) BELS認証による評価	2) 評価委員会による評価	基準UA値 (W/m <sup>2</sup> ・K) 必達値	グループの目標UA値 (W/m <sup>2</sup> ・K)	全体 R (%)	太陽光発電を除く R <sub>0</sub> (%)
5地域	■	□	0.60以下	0.58	110.0	21.0
6地域	■	□		0.58	110.0	22.0
7地域	□	□				

# 【ゼロ・エネルギー住宅】に関する変更点

B) 交付申請時に ランクアップ外皮基準（枠）にて申請の場合

- 可能な限りグループのランクアップ目標UA値を目指して下さい
- ランクアップ基準UA値は最低守るべきUA値です

例) ランクアップ基準UA  $\geq$  交付（実績）申請時UA  $\geq$  グループ目標UA

0.5                      0.49                      0.48

地域 区分	ゼロエネ住宅タイプ名称 (それぞれ名称をつけてください)	※供給戸数 (予定)		※うち 外皮性能 ランクアップ 戸数(予定)		ランクアップ外皮平均 熱貫流率(UA値)	
						基準UA値 (W/m <sup>2</sup> ・K)	目標UA値 (W/m <sup>2</sup> ・K)
5地域	環境5型	3	戸	1	戸	0.40 以下	0.39
6地域	環境6型	3	戸	1	戸	0.50 以下	0.48
7地域			戸		戸		

# **【ゼロ・エネルギー住宅】に関する変更点**

## **3.ゼロ・エネルギー住宅の性能の変更について**

**外皮基準はZEHの強化基準とする事。かつ、再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率を20%以上削減することとします。**

## **4.優先配分について**

**BELS工務店の割合が高いグループ、外皮平均熱貫流率のランクアップに該当する住宅を供給する割合が高いグループに対し優先配分を行う。**

# 【ゼロ・エネルギー住宅】に関する変更点

## 5.補助金額の変更について

一戸あたりの上限金額は、平成27・28年度の2年間の地域型住宅グリーン化事業ゼロ・エネルギー住宅の補助金活用実績が

- ・4戸以上の場合は1戸あたり 150 万円
- ・4戸未満の場合は1戸あたり 165 万円

## 6.【検査済証】の提出

建設地 都市計画区域内	→確認申請→検査済証
建設地 都市計画区域外	→住宅瑕疵担保責任法の 保険証(写し) 又は 付保証明書の添付

# 【ゼロ・エネルギー住宅】書類提出について

- ・.BELS評価書・申請書については全ての写しを添付して下さい。
- ・補足資料のカタログ類には、設備毎にインデックスを付けて下さい。
  - ※インデックスのない申請はカタログ再提出を求め、到着後の受付とします。
- ・申請時の補足資料で、断熱材、玄関サッシ、窓サッシ類のカタログ添付がない場合、それらのカタログ資料を添付下さい。
  - ※使用設備の性能等がわかる様に、型番、性能にマーキングを必ずお願いします。

# 【ゼロ・エネルギー住宅】 補助対象とならない主な建築工事費

- ①屋外給排水工事費（浄化槽含む）
- ②屋外電気設備工事
  - 幹線引込
  - アンテナ工事
- ③建築工事に含まれない諸費用
  - 各種申請・諸費用  
（確認申請、電力会社申請費、労災保険等）
- ④外構工事（類するもの）・解体工事・地盤改良費
- ⑤分離可能（後付可能）な工事  
（カーテン、家具・・・）
- ⑥エネルギー計算対象外部分の工事費
  - ビルトインカーポート、店舗、外部物置 等
- ⑦太陽光発電工事（付属物、モニター含む）

# **(BELS工務店)とは**

以下の(1)～(4)全ての条件を満たす施工事業者

- (1). 自社建設の住宅について、BELS表示の取得経験があること
- (2). 2020年までに、自社で建設する全住宅のうちBELSを表示することを目標に掲げること
- (3). 毎年度、自社で建設する全住宅のうちBELS表示を行った物件の割合を報告すること  
※補助金申請の有無に関わらず、グループに所属するBELSすべての工務店が対象
- (4). 国土交通省が行うBELS普及の取組に協力すること

# 申請上の注意事項について

◆実績報告は完成後おおむね一か月程度で提出して下さい。最終提出期限がH30年10月末の予定です。H30年9月末までに完成、センターへの実績報告書類も9月末までに提出して下さい。

◆実績報告時の検査等において、補助対象条件を満たしていないことが判明した場合、補助金は交付されません。また、補助金交付後において、条件を満たしていないことが判明した場合、補助金は返還して頂きます。

◆補助期間終了後、本事業の取り組みに関する調査・評価のために、アンケートやヒアリング等に協力して頂くことがあります。

◆事業の進捗状況により、既配分額の調整を行います。

# 書類作成上の注意事項について

- (1). 申請者(事業者)、建築主(買主)ともに工事請負契約書(売買契約書)と共同事業実施規約(様式2-1、様式9-1)及び他の様式等で使用する印鑑は同じものを使用する。  
\* 共同事業実施規約は実印でもよい
- (2). 地名地番と住居表示は違います。  
建設予定地  
    (交付時) 確認申請等で使用する地名地番  
    (実績時) 検査済証に記載されている地名地番
- (2). 「建築主氏名」「地域材」「地名地番」は全て同一に記入して下さい。

# 書類作成上の注意事項について

## ○工事請負契約書

印紙の貼り付け、割印

よくある  
間違いです。

### 工事請負契約書

発注者 ◆田 ■郎 ◆田 ●子  
請負者 株式会社〇〇工務店  
代表取締役 長持 住夫

工事名 ◆田様邸新築工事  
工事場所 東京都新宿区△△町  
305 番地 1、305 番地 9 の一部

規模 木造 2 階建 123.45 m<sup>2</sup>  
工期 着工 平成 27 年 10 月 1 日  
竣工 平成 28 年 1 月 10 日

請負代金 30,240,000 円  
うち取引にかかる消費税額 2,240,000 円

支払方法 着工時 3,024,000 円  
上棟時 13,608,000 円  
完成引渡時 13,608,000 円



- ・敷地は地番まで記載し特定してください  
町名まででは特定されていません
- ・住居表示を記載している場合は、その旨をお知らせください

・連名の場合は両者押印

平成 27 年 9 月 15 日

発注者 東京都新宿区△△町 305-1  
◆田 ■郎 ◆田 ●子

請負者 東京都中央区〇〇町二丁目 5 番 8 号  
株式会社〇〇工務店  
代表取締役 長持 住夫

- ・様式 3 の補助対象工事費は、消費税を除いた額以下  
(この場合は 28,000,000 円以下かつ補助対象外工事費を除いた額以下)
- ・請負代金は補助金相当分を引いた額としない

# 「地域材」について

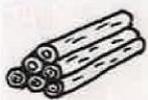
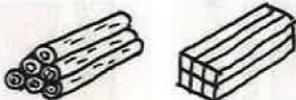
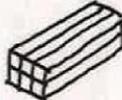
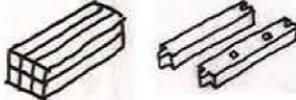
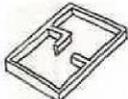
対象住宅に使用する木材が

- ①グループで定めた認証制度等によるものかつ
- ②グループ構成員により供給されるものです。

地域材の産地	認証制度等の名称
香川県	香川県産木材認証制度
愛媛県	中予地域材認証制度
徳島県	徳島県木材認証制度
高知県	高知の木の住まいづくり助成制度
全国	合法木材証明制度
国外	合法木材証明制度

# 「地域材」の流れ

## 合法木材証明制度の場合

	I.原木供給	II 製材・集成材・合板製造	III.建材流通	IV.プレカット	VI.施工
	〇〇県森林組合 (A 社)	(有)△△製材 (B 社)	△△木材(株) (C 社)	□□プレカット(株) (D 社)	(株)〇〇工務店 (E 社)
木材団体等に合法木材を扱うことができる事業者としての登録	合法木材供給事業者認定書	合法木材供給事業者認定書	合法木材供給事業者認定書	合法木材供給事業者認定書	
納品書 合法木材証明書	販売  A社からB社宛の納品書・証明書	加工  B社からC社宛の納品書・証明書	保管・販売  C社からD社宛の納品書・証明書	加工  D社からE社宛の納品書・証明書	<対象住宅> 
長寿命型 優良建築物型	○	○	○	○	○
地域材加算※	○	○	○	○	○
高度省エネ型	○	○	○	○	○
地域材加算	○	○	○	○	○

○グループ構成員(必須)



実績報告時に「使用する地域材の内容が確認できる書類」として提出が必要な書類

# 構成員、認証制度の登録と 地域材の関係

## CASE 1 グループの地域材：合法木材証明制度

	地域材	I 原木供給	II 製材・集成材 ・合板製造	III 建材流通	IV.プレカット	VI.施工
柱 土台	地域材	A社 合法木材登録事業者  合法木材 構成員	B社 合法木材登録事業者  合法木材 構成員	C社 合法木材登録事業者  合法木材 構成員	D社 合法木材登録事業者  合法木材 構成員	E社
梁・桁	地域材外	F社 合法木材登録事業者  合法木材 構成員	G社 合法木材登録事業者  合法木材 構成員外			

梁・桁は「II 製材・集成材・合板製造」が構成員外により供給されているため地域材とならない。

# 構成員、認証制度の登録と 地域材の関係

## CASE 2 グループの地域材：合法木材証明制度

### 〇〇県産材証明制度

	地域材	I 原木供給	II 製材・集成材 ・合板製造	III 建材流通	IV.プレカット	VI.施工
柱 土台	地域材	A社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	B社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	C社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	D社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	E社
梁・桁	地域材外	A社 〇〇県産材登録事業者 〇〇県証明材 構成員	B社 〇〇県産材登録事業者 〇〇県証明材 構成員	C社 〇〇県産材登録事業者 〇〇県証明材 構成員	D社 登録なし 構成員	<対象住宅>

梁・桁は「IV.プレカット」が〇〇県産材証明制度の登録事業者でなく対象住宅まで木材が証明されていないため地域材とならない。  
(木材の供給に関わる全ての事業者の登録が必要な〇〇県産材証明制度の場合)

# 構成員、認証制度の登録と 地域材の関係

## CASE 3 グループの地域材：合法木材証明制度

	地域材	I.原木供給	II.製材・集成材 ・合板製造	III.建材流通	IV.プレカット	VI.施工
柱 土台	地域材	A社 合法木材登録事業者  合法木材 構成員	B社 合法木材登録事業者  合法木材 構成員	C社 合法木材登録事業者	D社 合法木材登録事業者	E社
梁・桁	地域材外	海外事業者 森林認証 CoC 登録事業者 森林認証材	H社 合法木材登録事業者	合法木材 構成員	合法木材 構成員	<対象住宅>
	(地域材) ※	構成員外	合法木材 構成員			

梁・桁は「I.原木供給」が構成員外により供給されているため地域材とならない。

※グループの適用申請書において、地域材の産地に「海外」が含まれ、原木供給事業者について「海外の事業者にあっては必要とされる本社の念書の入手が不可能であったため登録を行っていない」等の記述がある場合は、地域材に算入可となる。

# 事業者認定書

合法木材事業者認定書

## 合法木材供給事業者認定書

平成27年4月15日

株式会社〇〇会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇木材組合連合会  
会長 〇〇 〇〇

組合連  
合会会  
長の印

平成27年4月〇日付で申請のありました、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定申請について、当団体の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

## 記

団体認定番号 □□木連第\*\*\*\*号

事業者の所在地 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇ー〇

事業者の名称 株式会社〇〇会社

代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

認定の有効期間 平成27年4月15日から平成30年4月14日

**木材を扱った時期が、有効期間前後に近い場合は、更新前と更新後の認定書を添付してください。**

**(各種書類で扱った時期が明確である場合は、有効期間内の認定書のみで結構です。)**

**原木供給事業者 ~ 最終出荷者 まで  
地域材の木材の供給に関わった全ての事業者の  
合法木材事業者認定書を添付してください。**

# 合法木材証明書

## 合法木材証明書（例 1）

出荷場所の住所、番号が合法木材事業者認定書と整合しているか確認してください。

住所が異なる場合は、出荷場所が合法木材事業者認定に含まれていることがわかる書類を添付してください。  
例) 事業者認定申請書及び添付書類の写し

納品日、証明日は、認定の有効期間内であることを確認してください。

## 合法木材証明書

平成 28 年 11 月 15 日

証明先を明確にしてください。

株式会社〇〇工務店 殿

対象物件を明確にしてください。

現場名 ◆田■郎、◆田●子様邸新築工事  
建設場所 東京都新宿区△△町 305 番地 1  
納品日 平成 28 年 11 月 15 日

株式会社〇〇会社  
東京都〇〇市〇〇町〇〇  
TEL 042-\*\*\*-\*\*\*  
団体認定番号 □□木連第\*\*\*\*号



認定書の番号と同じか確認してください。

下記の製品は、合法性・持続可能性が証明された木材・木質材を使用した製品であることを証明いたします。 **合法木材である旨が明記されているか確認してください**

品名	樹種	W	H	L	単材積	数量	材積	備考
柱	杉	105	105	3000	0.0330	54	1.7820	
柱	杉	120	120	3000	0.0432	12	0.5184	(地域材 2.3004) ★
通し柱	杉	120	120	6000	0.0864	4	0.3456	柱 計 2.6460
梁・桁	杉	105	105	3000	0.0330	18	0.5940	
梁・桁	杉	105	120	3000	0.0378	12	0.4536	
梁・桁	杉	105	150	3000	0.0472	8	0.3776	
梁・桁	杉	105	150	4000	0.0630	8	0.5040	
梁・桁	杉	105	180	4000	0.0756	6	0.4536	梁桁 計 2.3828 ★
土台	桧	105	105	3000	0.0330	12	0.3960	
土台	桧	105	105	4000	0.0441	15	0.6615	土台 計 1.0575 ★
合計							6.0872	

**合法木材証明書に、部位ごとに集計(青字)が記載されている場合は、木拾表の作成は不要です。**

**集計は合法木材証明書の写しに手書きで書き込んでも結構です。**

**様式 13 の B欄 に該当する材積**

**様式 13 には、★ の材積の少数点以下第 3 位を切捨てた値を記入する。**

# 納品書

# 納品書

平成 28 年 11 月 15 日

株式会社〇〇工務店 殿

現場名 ◆田■郎、◆田●子様邸新築工事  
建設場所 東京都新宿区△△町 305 番地 1  
納品日 平成 28 年 11 月 15 日

株式会社〇〇会社  
東京都〇〇市〇〇町〇〇  
TEL 042-\*\*\*-\*\*\*

**納品書に必要事項が記入されていれば納品書の提出のみでかまいません。**

品名	樹種	W	H	L	単材積	数量	材積	備考
柱	杉	105	105	3000	0.0330	54	1.7820	
柱	杉	120	120	3000	0.0432	12	0.5184	(地域材 2.3004) ★
通し柱	杉	120	120	6000	0.0864	4	0.3456	柱 計 2.6460
梁・桁	杉	105	105	3000	0.0330	18	0.5940	
梁・桁	杉	105	120	3000	0.0378	12	0.4536	
梁・桁	杉	105	150	3000	0.0472	8	0.3776	
梁・桁	杉	105	150	4000	0.0630	8	0.5040	
梁・桁	杉	105	180	4000	0.0756	6	0.4536	梁桁 計 2.3828 ★
土台	桧	105	105	3000	0.0330	12	0.3960	
土台	桧	105	105	4000	0.0441	15	0.6615	土台 計 1.0575 ★
合計							6.0863	

**合法木材  
証明書を  
兼ねています。**

この製品は、合法性・持続可能性が証明された  
木材・木質材を使用しています。  
団体認定番号 □□木連第\*\*\*\*号

↑  
**様式 13 の B 欄 に該当  
する材積  
様式 13 には、★ の材積  
の少数点以下第 3 位を切  
捨てた値を記入する。**

# 木拾表

【地域型住宅グリーン化事業】

不指表：主要構造材（柱・梁・桁・土台）用

申請者社名 株式会社〇〇工務店

建築主氏名 ◆田■郎、◆田●子

部位	規 格					使用数量						備考		
	樹種	幅 (m)	厚 (m)	長 (m)	単位 材積 (m <sup>3</sup> )	数量 (本)	使用 材積 (m <sup>3</sup> )	内、産地証明等がなされている木材						
								該当 ○印	認証名称	使用本数 (本)	使用材積 (m <sup>3</sup> )		納品書 番号	
柱	杉	0.105	0.105	3.000	0.0330	54	1.7820	○	合法木材	54	1.7820	1		
	杉	0.120	0.120	3.000	0.0432	12	0.5184	○	合法木材	12	0.5184	2		
	杉	0.120	0.120	6.000	0.0864	4	0.3456	○	合法木材			3	地域材外	
							<p><b>合法木材として証明されているが、構成員外による供給である場合等、地域材でない場合は、地域材には計上しない。</b></p>							
小計							2.6460	★				2.3004	★	

# 木拾表

梁・桁

地域材とした部位ごとにまとめた集計表を作成してください。

納品書等に、部位ごとに集計が記載されている場合は、木拾表の作成は不要です。

様式 13 の A 欄 及び B 欄に材積を記入する際は、★ の材積の少数点以下第 3 位を切捨てた値を記入する。

小計													
土台	桧	0.105	0.105	3.000	0.0330	12	0.3960	○ 合法木材	12	0.3960	15		
	桧	0.105	0.105	4.000	0.0441	15	0.6615	○ 合法木材	15	0.6615	16		
小計								1.0575	★			1.0575	★
合計	(柱・梁・桁・土台の合計値を記入)							7.5573			5.7407		

# 実績報告：様式 13

長寿命型 様式13(在来工法等)

1戸の対象住宅につき1枚のシートを作成してください。2戸以上を対象住宅について報告する場合はシートを追加して作成してください。

## 地域材使用量実績表【補助事業者記入用】

・対象住宅の建築主(売買契約による場合は買主)

建築主氏名	◆田■郎、◆田●子
-------	-----------

↑ 姓と名の間は文字を空けて記入してください。複数の場合は「、」で区切ってください。  
 売買契約による住宅の場合は「買主の氏名」を記入してください。

・地域材を利用する部材の使用量実績表

共通ルールで定めた 使用部位	材積								共通ルールで定めた使用割合、使用量	
	対象部位毎の使用量の				左欄のうち「地域材」に					
	合計(A)				該当する使用量(B)					
			単位				単位			
1	柱	2	6	4	m3	2	3	0	m3	
	梁	3	8	5	m3	2	3	8	m3	
	桁	1	0	5	m3	1	0	5	m3	
	土台				m3				m3	
	合計	7	5	4	m3	5	7	3	m3	
対象木材の使用割合 (B/A×100)						7	5	%	主要構造材(柱、梁、桁、土台)の過半に地域材を使用	
2										
	合計									

部位ごとの集計結果の小数点以下第3位切捨てとして転記してください。

合計は、この様式に記載した材積の計算結果としてください。

# 「三世代同居対応住宅」について

対象住宅に 調理室、浴室、便所又は玄関の内  
いずれか2つ以上を複数箇所設置する

\* 間取り等について補足説明を求め、三世代同居住宅と認められない場合もあります

## 調理室

以下の①～③をいずれも設置していること

①給排水設備と接続されたキッチン用水栓及びキッチン用  
シンク ※洗面器、手洗い器は不可

②コンロ又はIHクッキングヒーター

③キッチン用換気設備

・部屋でなくてもよい

・コンロ等「設置スペース」は、シンク上面と同提訴の高さに  
固定された平らな面とする

・換気設備は建築基準法で定める換気量がある事

・IHの場合も換気設備を設置し、150m<sup>3</sup>/h程度以上の換気  
があること

# 「三世代同居対応住宅」について

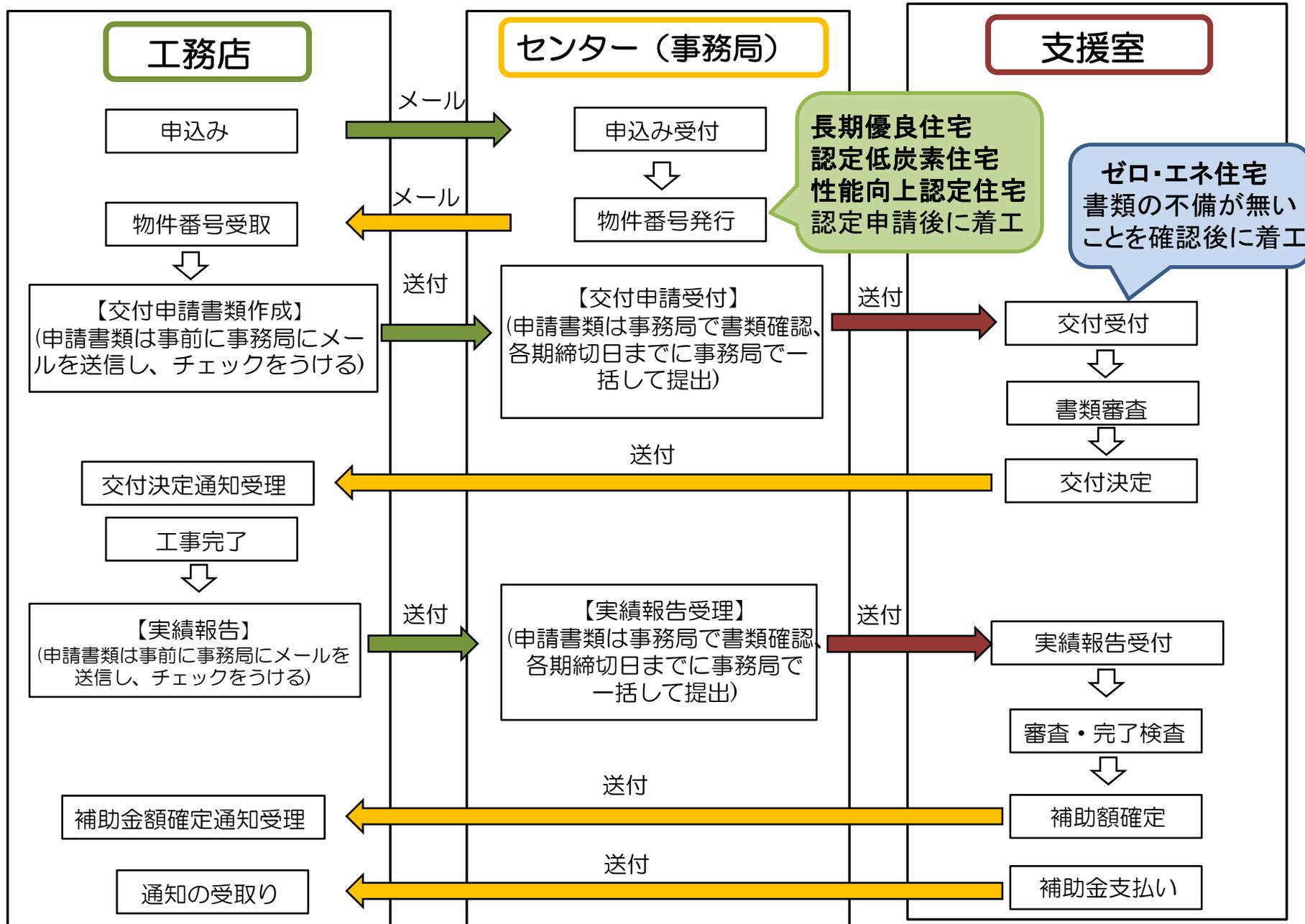
浴室	給排水設備及び給湯器に接続された浴室又はシャワーがあり、防水の設備がされていること	3点ユニット、シャワーユニットでもよい ただし、浴室が二つある場合、脱衣所が同一の場合は1箇所とする
便所	大便器があること ※小便器のみは不可	
玄関	<ul style="list-style-type: none"><li>・玄関ホールがある事(玄関扉と室内土間がある事)</li><li>・勝手口(調理室、車庫等に直接出入りするためのもの)や外側から施錠できない出入口(窓等)は対象外</li><li>・隣接する道路からのアクセスが困難なものは不可</li><li>・玄関扉の幅(寸法枠)は、原則として開き戸の場合800mm以上、引き違い戸の場合は1600mm以上とする</li><li>・玄関扉が複数設置されている場合でも、内部の土間が同一である場合は、原則として1箇所とする</li></ul>	

# 平成29年度地域型住宅グリーン化事業 手続きスケジュール

		平成29年度											平成30年度								
		平成29年							平成30年												
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	・・・	10月	11月					
実施支援室の手続き	交付申請					■	■	■	■	■	■	■	平成30年4月以降の 交付申請受付期間はありません								
	実績報告								■	■	■	■	平成30年4月以降の 受付期間は決定 次第公表します								
評価事務局の手続き	グループ情報の変更 ※				■ 公表以降随時受付											平成29年度中の 計画変更受付期間については 評価事務局から公表されます。					
	構成員の追加・変更					■		■		■							平成29年度中の 計画変更受付期間については 評価事務局から公表されます。 * は、前年度の日程です。				
						■		■		■						計画変更①	計画変更②	計画変更③			
						10月中旬		12月中旬		2月下旬											

実績報告の  
期限は10月  
を予定して  
います

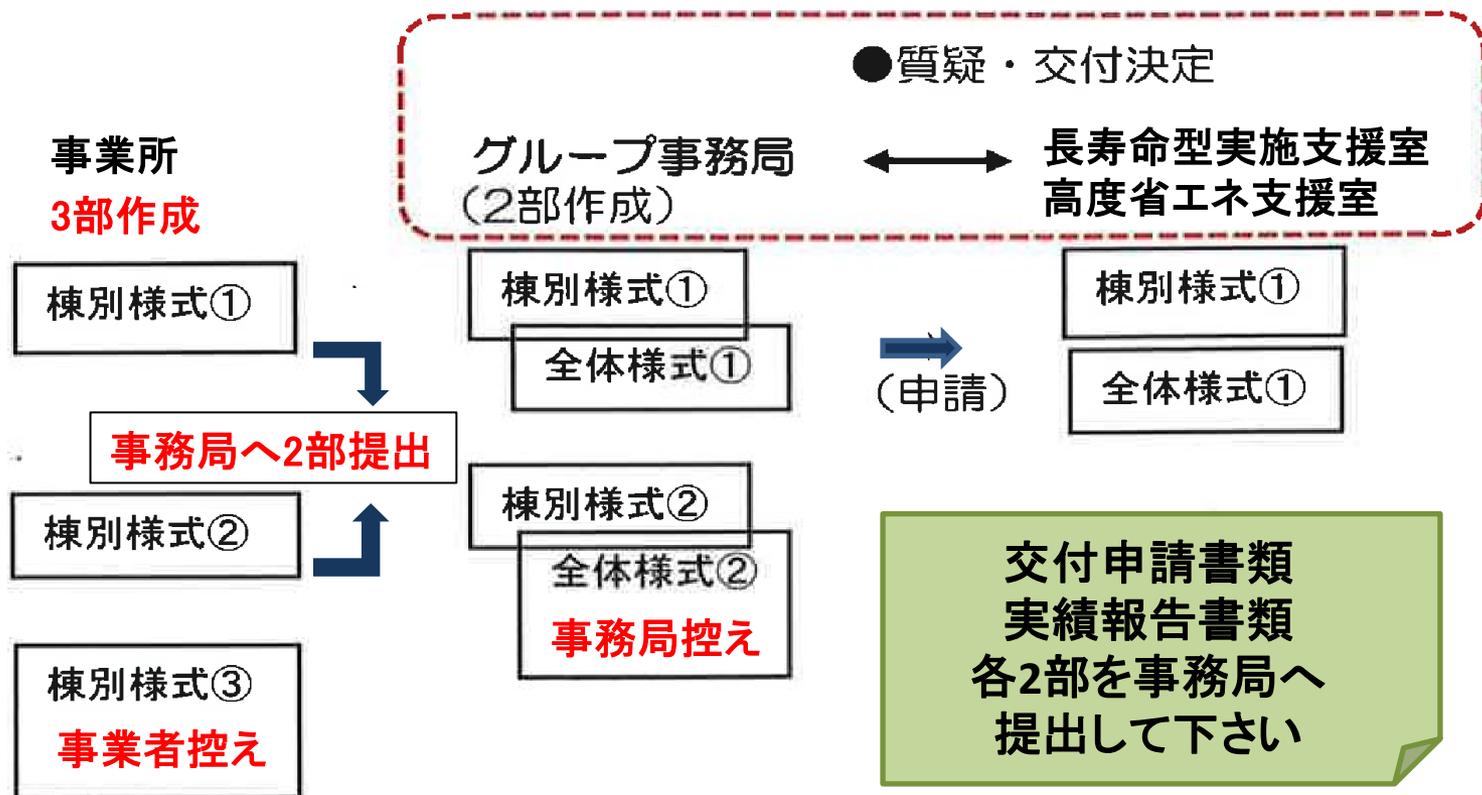
# 申請手続きフロー図



# 書類の提出について

## 支援室への提出書類

- 長寿命型、高度省エネ型の質疑審査は、事務局担当者と長寿命型実施支援室間、高度省エネ支援室間で行います。



# 住宅省エネルギー技術者講習会

住宅省エネルギー技術講習会 CPD認定講習会

▶ サイトマップ

講師専用ページ

トップページ | 取組みの必要性 | 省エネ化の実現に向けて | 省エネ建材データベース | お役立ちリンク

## 住宅の省エネルギー化の推進

大工・工務店の省エネ施工技術の向上を目指して

わが国は温暖化問題や大震災を契機としたエネルギー制約に直面しており、エネルギー使用における低炭素型の社会をつくることが入念な課題となっています。早急に取り組みねばならない住宅の省エネルギー化のために、国では新築住宅・建築物の段階的な省エネルギー基準への適合化を進めており、地域の大工・工務店も省エネルギーのための適正な技術習得が求められています。

省エネ技術講習会 事業の概要

研修資料 デジタルブック

省エネ技術講習会 合格者

## 2ステップでできる講習会検索

**STEP 1** 開催月を選択する

開催月を選択してください

- 8月
- 9月
- 10月
- 11月
- 12月
- 1月
- 2月

**STEP 2** 開催エリアを選択する

エリアを選択してください

選択してください

北海道ブロック

北海道

青森

秋田 岩手

山形 宮城

東北ブロック

福島

茨城

栃木

群馬

関東ブロック

山梨

長野

新潟

富山

石川

福井

北陸ブロック

滋賀

岐阜

愛知

中部ブロック

三重

奈良

和歌山

近畿ブロック

京都

大阪

兵庫

中国ブロック

鳥取

徳島

香川

岡山

四国ブロック

高松

愛媛

高知

九州ブロック

福岡

佐賀

長門

熊本

鹿児島

沖縄

香川県をクリック

各都道府県地域事務局連絡先

各都道府県地域リーダー

各県の講習会に関する問い合わせはこちら

一般社団法人 木を活かす建築推進協議会

国土交通省

9月以降に  
香川県内で開催

施工 4回  
設計 4回  
実施予定

半日講習・一日講習  
選択可能

申請する施工業者に  
必ず一人は受講者が  
所属していること

インターネット  
またはFAXで  
お申込みください

# 交付申請受付期間

- 受付期間 ※ゼロ・エネルギー住宅に関しては10月2日以降、随時受付けております。  
交付申請を行える時期は次の通りです。

交付申請受付期間	
第1期 交付申請	平成29年10月2日～平成29年10月6日【必着】
第2期 交付申請	平成29年11月1日～平成29年11月7日【必着】
第3期 交付申請	平成29年12月1日～平成29年12月7日【必着】
第4期 交付申請	平成30年1月4日～平成30年1月12日【必着】
第5期 交付申請	平成30年2月1日～平成30年2月7日【必着】
第6期 交付申請	平成30年3月1日～平成30年3月7日【必着】
第7期 交付申請	平成30年3月26日～平成30年3月30日【必着】

# 実績報告受付期間

実績報告を行える時期は次の通りです。

実績報告受付期間	
第1回 実績報告	平成29年12月22日～平成29年12月28日【必着】
第2回 実績報告	平成30年1月25日～平成30年1月31日【必着】
第3回 実績報告	平成30年2月22日～平成30年2月28日【必着】
第4回 実績報告	平成30年3月16日～平成30年3月23日【必着】

※第5回（平成30年4月）以降の実績報告受付期間については、決定次第、公表いたします。

## ※提出期限について

実績報告は、①②の要件が全て揃った場合に提出可能となります。

①事業完了（竣工引渡）日以降

②交付決定通知書の受取り

※実績報告が可能となる受付時期の目安は、交付申請した「期」と同じ「回」

（例・第2期交付申請→第2回実績報告）

受付時期が後になるほど受付件数も多くなり、補助額の確定に時間がかかります。

提出が可能となったら早めの実績報告を提出してください。

# 一般社団法人香川県総合建設センターHP

香川県高松市にある中小建築業者のサポーター 香川県総合建設センターです。一人親方・建設国保・労働保険・リフォーム相談

一般社団法人

## 香川県総合建設センター

お問い合わせはこちら

087-862-3691

月～金 9:00～17:00

### 香川県総合建設センター

入会案内

センター概要

会員特典

災害協定

工務店サポート事業

耐震・住宅リフォーム相談窓口

各種講習会

取扱共済制度

トップページ

アクセス

リンク

お問い合わせ

当センターは、  
会員企業様の飛躍のために、  
そして建設業界の発展のために、  
総合的なサポートをおこなっています。

こちらより  
お入り下さい

### INFORMATION

総合建設センター ▲

グリーン化事業 ▲

労働保険事務組合 ▲

建設国保組合 ▲

#### 省エネ講習会

2017.07.27 **重要なお知らせNew** [平成29年度住宅省エネルギー技術講習会](#)

#### グリーン化事業

2017.06.21 **重要なお知らせNew** [平成29年度地域型住宅グリーン化事業公募を開始しました](#)

#### センターからのお知らせ

### 労働保険

一人親方特別加入制度

事業主特別加入制度

労働保険とは

各種助成金